

# 開発行為に伴う消防水利等の同意 に関する指導要綱運用基準

## 第1 申請関係（指導要綱第3条関係）

- 1 都市計画法第29条（開発行為の許可）の但し書きにおける学校等は、原則として開発協議するものとする。
- 2 申請場所が大規模又は特異な開発や位置等が不明確な場合は、現地調査を行うものとする。
- 3 同意済消防同意書の指導内容に変更が生じた場合は、新たに消防同意書を申請するものとする。ただし、指導内容に変更がない場合は、関係書類等（差し替え図面等）を各4部（正・副・市役所・署所）提出するものとする。
- 4 同意済開発敷地に新たに申請があった場合は、その申請書類が効力を有するものとする。
- 5 柏原市、羽曳野市及び藤井寺市開発指導要綱に基づき関係機関と協議し、消防同意書を交付するものとする。

## 第2 消防水利施設関係（指導要綱第6条関係）

- 1 指導要綱第6条第1項第1号の消火栓とは、水利基準第3条第2項、呼称65の口径を有するもので、直径150mm以上の管に取り付けられている消火栓とする。ただし、管網の一辺が180m以下となるように配管されている場合は、75mm以上とすることができる。
- 2 指導要綱第6条第1項第2号の防火水槽の構造は、別紙1によるものとする。
- 3 指導要綱第6条第1項第3号の水利基準第3条第1項に適合する給水能力を有するもので、消防長が認めるものとは、次に掲げるものとする。
  - (1) 常時貯水量が40m<sup>3</sup>以上又は取水可能水量が毎分1m<sup>3</sup>以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するもの。
    - (ア) プール等（採水口付のものに限る。）

なお、採水口の構造基準は別紙2のとおりとする。
    - (イ) 地中ばり水槽（開発計画及びその他の状況により、防火水槽の設置が困難な場合に設けるものに限る。）

なお、地中ばり水槽の構造基準は別紙3のとおりとする。
- 4 上記2及び3の消防水利に採水口を設ける場合は、別表（配管口径算定要領）により算定し、設計届出書に添付すること。
- 5 指導要綱第6条第3項に掲げる消防水利施設に含まないものとは、次に掲げるものとする。
  - (1) 第3号に掲げる水利については、車両の交通量の多い道路を横断する場所と

する。

- (2) 第5号に掲げる水利については、傾斜地・袋小路等の特異な地形で、歩行距離200mを超える場所とする。

### 第3 消防水利施設設置基準関係（指導要綱第7条関係）

#### 1 消防水利施設設置基準

- (1) 個人の住宅については、原則として消防水利施設の設置を免除する。
- (2) 開発面積が300㎡未満の場合は、消防水利施設の設置は要しないものとする。
- (3) 既設の有効な消防水利施設とは、水利基準に適合する公設防火水槽、公設消火栓及び消防長が認めたその他の水利（運用基準第2.3）とする。
- (4) 包含におけるホース延長は、ホースカーによることを原則とし、包含については別紙4を基本とする。

#### 2 消防水利施設施工基準

- (1) 水道本管の指導については、水道局と協議するものとする。
- (2) 既存住宅地における75mmの管網地域においての再開発について、新たな消火栓を設置する場合は、水道局と協議するものとする。

#### 3 開発区域内に防火水槽を設置した場合において、当該建築物に送水口を有する消防用設備が設置される場合は、送水口から概ね18m以内に防火水槽の吸管投入口、又は採水口を配置するものとする。

#### 4 当該開発区域周辺の水利状況の水利とは、公設消防水利施設とする。

### 第4 消防水利施設の標識等（指導要綱第8条関係）

#### 1 指導要綱第8条第1項の事業者が行う消防水利施設の標識の設置については、次のとおりとする。

##### (1) 標識の設置が必要な施設

- (ア) 防火水槽（別図1）
- (イ) プール等（別図2）
- (ウ) 地中ばり水槽（別図1）

##### (2) 標識の設置位置

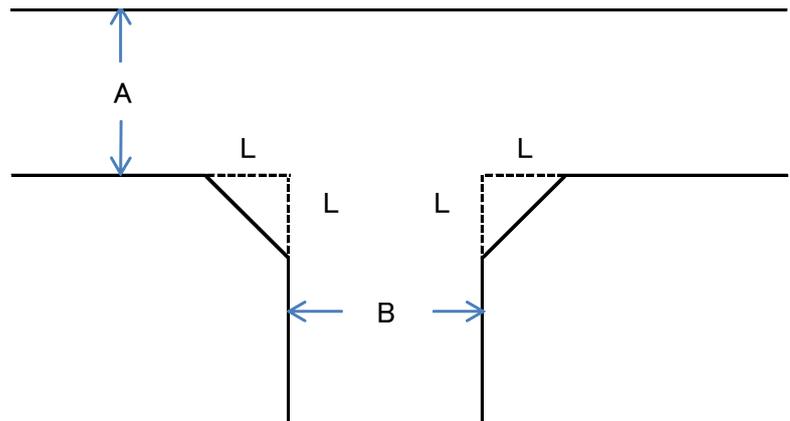
- (ア) 原則として消防水利施設の直近（約5m以内）とする。

### 第5 消防活動空地関係（指導要綱第9条関係）

- 1 指導要綱第9条第1項における4階以上の適用は、傾斜地等にあつては階層が4階以上、または軒高12mを超える建築物で、活動基点において3階以下、且つ軒高12m以下であれば消防活動空地の設置を要しない。この場合は、一般的な消防活動が要易か否かを判断するものとする。

- 2 指導要綱第9条第1項第3号については、開発敷地までの進入路が道路すみ切り示数が1.5方式未満の場合は、建築物の高さに対応できる消防はしご車が進入可能であるかどうか、車両軌跡図を提出するものとする。
- 3 指導要綱第9条第1項第4号については、1.5方式を参考(図1)とする。
  - (1) 直角・・・ $A + B + L \geq 1.5 \text{ m}$
  - (2) 鈍角・・・ $A + B + 1/2 L \geq 1.5 \text{ m}$

すみ切り示教図 (図1)



$$A + B + L \geq 1.5 \text{ m} \quad (L \geq 1.5 - A - B)$$

(注) ただし、A・Bそれぞれ有効幅員4m以上とする。

- 4 指導要綱第9条第1項第5号については、グレーチング等及び消防車両等が方向転回可能な場所も同様とする。
- 5 指導要綱第9条第1項第8号については、消防活動空地直近に設ける工作物の高さは2m以内とする。
- 6 指導要綱第9条第1項第9号について、消防活動空地の焼付塗装標示は、橙色又は白色のゼブラ標示(別図3)等とし、消防活動空地の標識(別図4)等は、舗装面標示の直近に掲出するものとする。
- 7 その他
  - (1) 原則として、消防はしご車から容易に進入出来るよう、バルコニー等を設けるものとする。
  - (2) 非常用出入口のガラスについては、次のとおりとする。
    - (ア) 固定窓(FIX)は、普通板ガラス厚さ6mm以下とする。
    - (イ) 内側鍵付き窓は、普通板ガラス厚さ6mm以下及び網、線入り板ガラス厚さ6.8mm以下とする。
  - (3) 屋外より開放可能窓は、厚さ制限なしとする。
  - (4) 前(2)以外は、鍵の付近に局部破壊し解除できる大きさ(20cm×20cm)の開口部(6.8mm以下のガラスとする。)付き窓とする。

## 第6 消防活動空地代替関係（指導要綱第10条関係）

1 指導要綱第10条に定める代替は、消防活動空地を設けることができない建築物で、2階から3階以上の各階へ、もしくは軒高12mを超える各階の開口部に消防隊が進入できるようにバルコニーや屋外階段等、消防隊進入路を設けるものとする。

(1) 消防隊進入路を設ける場合、次によるものとする。

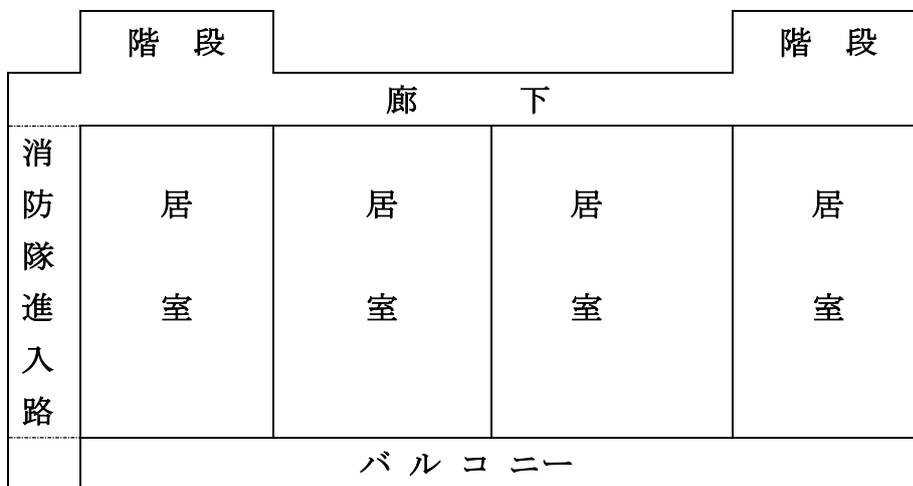
(ア) 消防隊進入路を設け、有効幅員1m以上確保し、常に障害物がないように管理すること。

(イ) 4室以下の場合、消防隊進入路は片側とする。(図2)

(ウ) 5室以上の場合、消防隊進入路は両側とする。(図3)

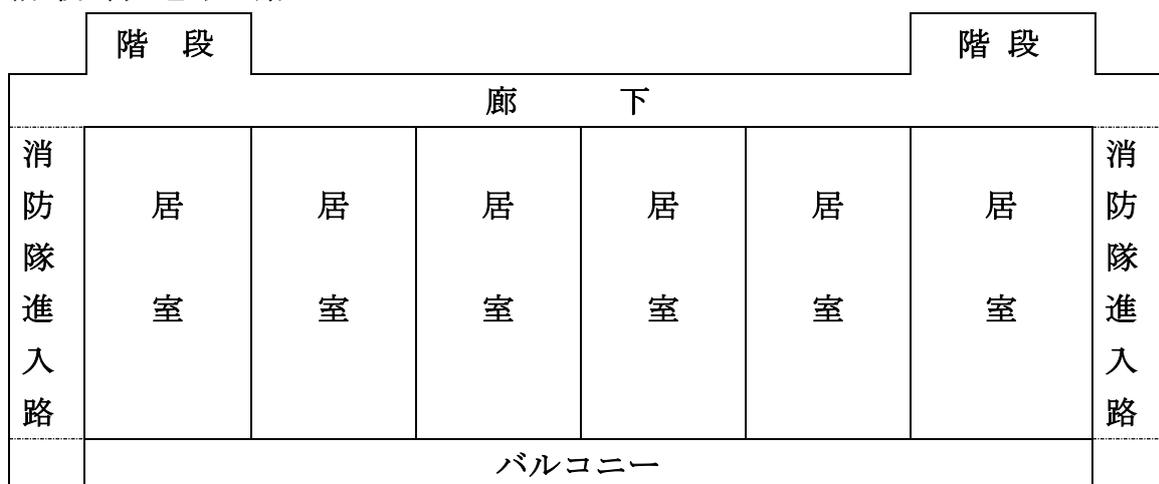
(図2)

消防隊進入路



(図3)

消防隊進入路



(2) 消防隊進入路が設置できない場合は、次によるものとする。

(ア) 建物形態上、消防隊進入路が設置できない場合は、バルコニーに上下階操作型避難ハッチ(70cm×70cm)を設け、各居室に進入できる構

造とすること。

- (イ) 設置階については、防犯上3階以上の階とする。
- (ウ) 4室以下の場合は、上下階操作型避難ハッチを1ヶ所設けること。
- (エ) 5室以上の場合は、上下階操作型避難ハッチを2ヶ所以上設けること。
- (オ) 2階のバルコニーに三連梯子が、架梯できるようにすること。

## 第7 消防活動関係（指導要綱第11条関係）

- 1 指導要綱第11条第1項第1号のパニックオープンとは、次によるものとする。
  - (1) 自動火災報知設備の感知器連動開錠式であるものとする。
  - (2) 事務所等、消防隊が容易に操作可能な場所において一斉開錠できる機械式とする。

## 第8 検査関係（指導要綱第12条関係）

- 1 指導要綱第12条の検査の時期及び方法は、次のとおりとする。
  - (1) 第2項に定める中間検査は、工程にあわせて随時行うものとし、別紙5第1の項目により行うこと。
  - (2) 第3項に定める検査は完成検査とし、別紙5第2の項目により行うこと。

## 第9 関係機関との協議関係（指導要綱第13条関係）

- 1 指導要綱第13条に定める協議について消火栓は、水道局と配水管口径及び設置場所の協議をすること。
- 2 管外給水又は他市にまたがる場合は関係機関と協議すること。

## 附 則

この内規は、平成17年12月 1日より施行する。  
平成20年 7月 1日より施行する。  
平成21年10月14日より施行する。  
平成22年 2月 1日より施行する。  
平成24年 4月 1日より施行する。

- 1. この指導要綱運用基準は平成28年4月1日から施行する。ただし、施行日現在において、既に同意を受けたものは適用しないものとする。
- 1. この指導要綱運用基準は平成30年4月1日から施行する。ただし、施行日現在において、既に同意を受けたものは適用しないものとする。